

募集用勤務条件等シート

雇用形態	会計年度任用職員（パートタイム）				
職名	行橋市広域消費生活センター 消費生活相談員				
任用期間	期間の定めあり（採用の日から令和8年3月31日まで）				
就業場所	行橋市広域消費生活センター（住所）行橋市西宮市2-1-39 2階				
所属課	商業観光課	募集人数	1人	選考方法	書類選考と面接
職務内容	・消費生活相談・消費生活啓発業務（出前講座等） など				
募集期間等	① 募集期間 随時 ② 応募方法 （申込書を商業観光課（本庁舎2階）へ持参または郵送（応募資格を証する書類の写しを添付）） ③ 試験日等 (1) 面接日時 申込書提出後、面接日の日程調整 (2) 通知方法 電話 ※急遽欠員が生じた際には期日経過後も連絡することがあります。				
資格要件	（以下の要件1を満たす人。または、2-（1）（2）を満たす人） 1. 消費生活相談員資格試験（国家資格）合格者 ① 資格 2-（1）消費生活専門相談員〔独立行政法人 国民生活センター付与〕 消費生活アドバイザー〔一般財団法人 日本産業協会付与〕 消費生活コンサルタント〔一般財団法人 日本消費者協会付与〕 2-（2）国又は地方公共団体の消費生活センター及び消費生活相談窓口で消費生活相談員として消費生活相談業務に通算して1年以上従事した経験を有する人） ② 技能 （パソコンの基本操作(エクセル、ワード、インターネット等)ができる方。普通自動車第一種運転免許を取得し、自動車の運転が可能なる方。）				
勤務日等	① 勤務日 （週5日勤務 1日7.25時間） ② 週休日等 （土・日・祝日・年末年始[12/29～1/3]） ③ その他				
休暇	① 年次有給休暇 （任用期間に応じて付与します。） ② その他の休暇 有給（産前産後休暇、結婚休暇、忌引休暇、公民権行使休暇等） 無給（育児休業、骨髄移植、子の看護、介護休暇等）				
勤務時間等	① 始業・終業時刻等 相談対応により時間外勤務が発生する場合あり。 （9時00分）から（17時00分）まで ※週あたり平均労働時間 36時間15分 程度 ② 休憩時間 （12時15分）から（13時00分）まで当番制で接客や電話対応あり。当番の場合は13:00～13:45を休憩時間とする。 ③ 所定時間外労働の有無 [有] 年間12時間程度（相談対応等） ④ 週休日等労働の有無 [有] 年間8～17時間程度・消費者啓発イベント時に啓発活動・スキルアップのための研修				
報酬	① 基本報酬 [月額] 229,661 円 ② 期末勤勉手当の有無 [有] 支給月:6月、12月 ※勤務条件により変更あり ③ 通勤費 通勤距離や通勤方法に応じて支給（上限あり）。 ④ 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増率 ・所定時間外・規定超[125%]、深夜[150%]、規定内所定超[100%] ・週休日等 週休日・休日[135%]、週休日・休日深夜[160%] ⑤ 報酬締切日 月末日 ⑥ 報酬支払日 翌月払い ※毎月13日（12月は15日）（その日が土・日・祝日にあたるときはその前日） ⑦ 報酬の支払方法 口座振込				
各種保険	① 社会保険の加入状況 厚生年金 [有] 健康保険 [有] ② 雇用保険の適用 [有] ③ 災害補償 [有]				
その他	① 契約の更新の有無 [更新する場合がある] ② 任用期間満了の際は、別に発令することなく解職します。 ③ 採用は全て条件付のものとし、採用後1か月間（1月あたりの勤務日数が15日に満たない者は15日に達するまで）を良好な成績で勤務したときには会計年度任用職員として正式採用となります。 ④ 所定勤務日は業務の都合により変更することがあります。 ⑤ 会計年度任用職員は一般職の地方公務員であり、地方公務員の服務に関する各規定が適用されます。				

【問合せ先】

商業観光課 地域商業活性化係
0930-25-1111（内線1219）